

ハワイ州と沖縄県のクリーンエネルギー協力に関する覚書

【日本語訳】

ハワイ州（以下、「ハワイ」）と沖縄県（以下、「沖縄」）は、再生可能エネルギー導入拡大や省エネルギー推進等のエネルギー政策について、各々の政策的見地から様々な取組を行っている。両者は、地理的特性や亜熱帯性気候、歴史のおよび文化的背景などの共通点があり、離島地域への燃料輸送に伴う電力のコスト高や災害等に備えた電力システムのレジリエンスなど、共通の課題を有している。

また、両地域は有数の観光地となっており、電力の安定供給は、それぞれの経済成長にとって重要である。こうした共通点に加え、双方が共に歩んできた歴史により、ハワイと沖縄は共通の絆で結ばれており、未来のエネルギー政策の進展と実施に向け、連携を深めている。

2010年から2020年まで、ハワイと沖縄は、経済産業省と米国エネルギー省とともに「クリーン・省エネルギー開発と展開に関するパートナーシップに係る協力覚書」を締結し、クリーンエネルギーの開発と導入を推進してきた。

上記覚書の下で達成された実績を踏まえて、ハワイと沖縄は、緊密な協力をさらに強化し、島しょにおける持続可能な社会/コミュニティの開発に関連する問題に対処することを確認した。

そこでハワイと沖縄は、新たに本「ハワイ州と沖縄県のクリーンエネルギー協力に関する覚書」（以下、「覚書」）を締結して、以下の方策に関する政策と情報を共有する。

- 高いエネルギーコスト削減の促進
- 化石燃料への依存を軽減するための、エネルギーの多様化の支援
- エネルギーに関連する新しい産業の発展の支援促進
- クリーンエネルギーの普及を推進するために、教育プログラムや対話を通じて連携を強化

1. 取り組む内容

覚書に基づいた協力は次の分野とする。

- a. 再生可能エネルギー、エネルギー効率、クリーン輸送、エネルギー政策
- b. エネルギーの地産地消
- c. エネルギー問題に関する対話
- d. その他、相互に関心のあるエネルギーに関連する事項

2. 協力体制及び活動の形態

2.1 覚書に基づいた協力の「参加者」は、ハワイ州と沖縄県とする。

2.2 なお、「オブザーバー」として、経済産業省、米国エネルギー省及び、その他各「参加者」が認める電力会社、研究機関、団体を加えることができる。

2.3 「参加者」及び「オブザーバー」は、クリーンエネルギーに係る政策及び技術的な意見交換を行う。

2.4 「参加者」及び「オブザーバー」は、クリーンエネルギーに関する取り組みをお互いに共有するため、少なくとも年に1度、タスクフォース会議を共催する。

2.5 タスクフォース会議は、沖縄とハワイで交互に開催する。

2.6 本覚書の事務を行うため、各参加者は担当者を指名するものとする。

3. 経費

3.1 文書により共同で決定されない限り、本覚書に基づく協力取組に要する経費は、「参加者」及び「オブザーバー」が自ら負担する。

4. 本覚書の期間及び変更

4.1 本覚書に基づく協力は、両「参加者」の署名により開始され、その後

5年間継続する。この覚書は、「参加者」の書面による決定により、延長することができる。

4.2 「参加者」は、書面による相互決定により、いつでも本覚書に基づく協力を停止することができる。本覚書の参加の停止を希望する「参加者」は、他の「参加者」に最短でも90日の猶予を持って文書にてその意思を表示する義務がある。

4.3 原則として、「参加者」による参加の停止、もしくは本覚書に基づく協力の停止は、停止前に開始された活動に影響を与えるものではない。実施されている活動の継続或いは停止は、「参加者」の協議により個別に決定される。

4.4 本覚書は、「参加者」による文書の決定により、いつでも修正することができる。

5. その他事項

5.1 協力活動の具体的な取組については、「参加者」の決定により別途定めることができる。

5.2 各「参加者」は、本覚書で規定される活動を行うにあたり、各々の国家法規等に従わなければならない。

5.3 本覚書は「参加者」間に如何なる法的拘束義務を課すものではない。

本覚書は、英語で2部作成され、ハワイ時間の2021年5月24日（沖
縄時間：2021年5月25日）に署名した。

ハワイ州

デイビッド イゲ

知事

沖縄県

玉城 康裕

知事